別表第三号52中「51まで」を「52まで」に改め、同52を同表53とし、同表51の次に次のように加える。

52　80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。						
周波数帯	帯域外領域		スプリアス領域			
不要発射の強度の許容値	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100μW以下		任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50μW以下			

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号の四の次に次の一号を加える。

三十一の五　設備規則第四十九条の二十五の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

「

		○	○	○	○	備設線無の四の号一十三第項一第条二第

」を

「

		○	○	○	○	備設線無の四の号一十三第項一第条二第
		○	○	○	○	備設線無の五の号一十三第項一第条二第

」に改める。

別表第一号一(3)アの表中

						○								

を

						○								
						○								

に改める。